

平成29年議会運営の評価及び検証

検証結果報告

平成29年4月28日

【検証者】

一般社団法人旭川ウェルビーイング・コンソーシアム
統括コーディネーター
旭川大学名誉教授

竹中英泰

旭川大学保健福祉学部 准教授

大野剛志

国立大学法人旭川医科大学 監事

鈴木義幸

目 次

1 検証の実施期間	1
2 検証の範囲	1
3 検証の方法	1
4 検証の結果	
(1) 全体としての検証結果及び意見	2
(2) 項目別検証結果及び意見	3
5 むすび	8
【検証対象】	
平成29年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）	9

1 検証の実施期間

平成29年4月中の1か月間において検証を実施した。なお、検証者3名による全体会は、4月4日、14日、21日及び28日の計4回実施し、合議による必要な確認及び取りまとめなどを行った。

2 検証の範囲

平成27年5月15日から平成29年3月31日までの間における平成29年旭川市議会運営の評価（平成29年議会運営の評価及び検証実施要領の2に規定する別記様式）による議会の自己評価を検証の範囲とし、評価の妥当性や今後のあるべき方向性などについて全体的な検証及び項目別の検証を行った。

3 検証の方法

議会運営の評価及び検証実施要綱及び平成29年議会運営の評価及び検証実施要領に基づき、関係者への質問や資料の提示を受けるなど、検証に必要な確認を行いながら、検証者それぞれが検証に当たり、全体会の中で意見を述べ、取りまとめに当たった。

4 検証の結果

(1) 全体としての検証結果及び意見

議会基本条例に基づく議会の自己評価とそれに対する外部評価は、今回で3回目である。過去の検証結果報告や、その後の取組などを踏まえ、前回の評価項目にあった2つの評価項目を外し、新たに2つの評価項目を加えることとしたことは、議会運営の評価及び検証が有効に機能していることの現れといえる。

各項目の評価結果については、目標や達成度及び今後の課題などが整理されており、記述された内容もおおむね妥当なものと判断したところである。

議会から提示された11の評価項目について、それぞれ検証を行ったところであるが、例えば、政策提案及び政策提言（No. 7）に関わる取組が他の評価項目での取組に関わっているように、それらは密接に関連していることから、引き続き、各取組を有機的に結び付け、一体的な運用を行うことで、議会活動や議員活動の一層の活性化と透明化が可能となるであろう。また、一部の項目については議会がどのような取組をしたのかなどの内容が見えてこないことから、市民に分かるように、評価結果の説明欄には具体的な記載を求めたい。

議会基本条例は、「市民に対する議会の約束」として、議会の役割と責任を示した議会の最高規範であり、今日の議会に求められるものは、基本条例に規定された項目を形骸化せず、条例の理念をしっかりと守り、積極的な政策提案や政策提言、政務活動費の更なる透明化の確保など、議会及び個々の議員が、「市民に見える」活動、「信頼される」活動、「説明責任を果たす」活動を行っていくことである。

議会が、市民の代表機関としてこのような要請に応え、更に市民に開かれ、市民のためのよりよい議会となるには、この議会運営の評価及び検証が常に客観的かつ厳正に行われることが大変重要である。

(2) 項目別検証結果及び意見

No. 1 特別委員会の設置による調査

既に調査を終えた総合計画調査特別委員会及び市庁舎整備調査特別委員会においては、第8次総合計画や市庁舎整備といった市政における重要な案件について慎重に調査及び審査に当たり、それぞれ基本構想や基本計画に対する議会意思を示し、反映されており、評価は妥当である。

今後も、市政の重要な課題に対する議会の監視機能や政策提案に期待したい。

なお、議会の自己評価の記載については、評価期間中の大半の期間において同時に2つの調査特別委員会が設置され、議長を除く全議員33人がいずれかの委員となって活動していたことなど、特別委員会の運営状況がわかるような内容にすべきである。

No. 2 議員（委員）間討議

特別委員会では、効率的な運営を図るために各会派1名による代表者会議を設置しているが、その会議において議員（委員）間討議の申出の有無を確認している点で、必要な課題が出たときに議員（委員）間討議を実施できるよう取り組んでいることは理解できる。しかし、制度導入後これまで実施基準に基づく実施例はないことから、段階評価を4（概ね目標達成）としたことには疑問を感じる。

今後も、議員（委員）間討議の積極的実施に向けて議員自ら何ができるのか工夫すべきである。

No. 3 説明責任と情報公開

市議会ホームページのリニューアルや、市議会だよりではQRコードの掲載や目の不自由な方向けのCD版の作成など、様々な方法で改善を加えながら積極的に情報を発信していることから、議会としての評価は妥当である。なお、市民に議会の活動を

より深く理解してもらえるように、各委員会のインターネット配信の導入など、引き続き拡充に向けて検討すべきである。

No.4 議員の活動原則

目標に対する取組の内容を具体的に記載するような評価をすべきであるが、特に、取組目標の2つ目の「自覚と高い倫理観やモラルを持って、市民から信頼されるよう活動する」ことについては、他の取組目標と比べ、議員の内面に関わり、どのように評価すべきかは難しい問題である。

議会がこの項目を評価項目として選定するに当たっては、意見が大きく分かれたとのことであるが、議会基本条例第7条に規定する内容は、議員にとって大事な原則である。したがって、次回以降の評価及び検証の際に、このままの評価項目で議員がどのように取り組んだのかを具体的に記載することが困難であれば、例えば新たに行政視察などの具体的な取組を通して評価するなど、他の評価項目の設定の仕方を含めて検討していくべきである。

段階評価を4（概ね目標達成）としたことは妥当であるが、課題は残されており、以上のとおり改めて検討することを求める。

No.5 政務活動費の透明性の確保

政務活動費に対する市民の関心が高まっている中で、領収書をホームページで公開することは、政務活動費の使途についての透明性を確保するために重要なものであり、平成29年度分の領収書から公開することを決定したことは、透明性の確保に著しい進展があったといえる。また、手引書をホームページで公開したことでも、市民が制度を理解することに資するものであり、議会による評価は妥当である。

今後は、更なる透明性の確保に向けた取組について、引き続き検討すべきである。

No. 6 市民との意見交換の実施

議会として市民の意見等を吸い上げる仕組みとして、市民と議会の意見交換の機会を確保するためにも、意見交換会を実施していることは評価できる。議会の評価は妥当である。

回を重ねるごとに、テーマ設定や実施内容についての改善が見られており、また、市民から出された意見を基に常任委員会から提言書を執行部に提出するなど、意見交換会がより有意義なものとなってきていることから、今後も引き続き改善をしていくことを期待する。

なお、市民との意見交換会とは別に、市民意見を聴くための新たな取組について引き続き検討をすべきである。

No. 7 政策提案及び政策提言

評価期間において、議員提案による政策条例が2件制定されたほか、議案に対する附帯決議も3件可決されるなど、市民の意見やニーズを受け止めた上で様々な提案がなされており、市民の負託に応え、積極的に政策提案を行うという議会の存在意義を發揮していることから、評価は妥当である。

No. 8 常任委員会の活性化

市政の課題は多種多様なものがあり、課題を認識した上で常任委員会でどれだけ議論をするかということが重要である。今回、市民と議会の意見交換会から出された意見を基に、総務常任委員会として執行部に対し提言書を提出するなど新しい取組を行い、政策提案及び政策提言（No. 7）につながったことは評価できる。今後は、こうした取組が他の常任委員会にも広がることを期待したい。

また、市政の課題を把握するため、委員会として積極的に関係団体との懇談会を開催するなど、市民から意見を聴く機会をより多く持ち、政策提案等に結びつけていくことが必要である。

No.9 議会及び議員の研鑽

評価については妥当であるが、今後は、議員研修会の研修内容や成果がどのようなものだったのか具体的に記載するような評価をすべきである。今後も、議員研修会の研修内容や成果を議会としての政策提案及び政策提言（No. 7）に結びつけるように意識して、研修会を実施すべきである。

議員研修会については、現在、各会派1名及び無所属議員1名で構成される実施担当チームがテーマの選考の段階から協議をして実施しており、研修会の実施という役割は果たされていることから、研修委員会の設置は必ずしも必要ではないと考える。

No.10 議会運営の評価及び検証

評価項目は、これまで議会基本条例に定める事項のみとしていたが、今回は同条例に定めのない議会運営に関わる事項も選定しており、より多角的に取り組んだことは、評価できる。

議会運営の評価及び検証とは別に、アンケートの実施などを引き続き検討することを期待したいが、実施が困難であれば、今後は、検証に学識経験者のみでなく、市民の視点を加えることを検討すべきである。この場合、公募によるよりも、むしろ議会で十分に検討して、市民団体の代表など短期間で専門的な検証作業を行うことが可能な者を選任するほうがよいのではないかと思われる。なお、検証の作業は、内容が専門的であり、学識経験者のみで行っても短期間で行うには時間的な制約を感じられたことから、それ以外の者を加えて行うのであれば、作業スケジュールの在り方についても検討すべきである。

これらのことから、段階評価は5（目標達成）ではなく4（概ね目標達成）とすべきであり、今後の進行管理はウ（継続・現状維持）ではなくイ（改善・拡充）を求めたい。

No.11 議会の改善・要望事項への取組

政務活動費の透明性の確保（No. 5）に関わり大きな前進があったほか、執行部への要望により議員を含めた市における出張の取扱いが改正されたことなど、議会の内部に限らない幅広い内容で成果が出ており、評価は妥当である。

改善・要望事項についての協議においては、意見の異なる議員間で、全会一致を目指しているという制約はあるものの、議会の全般にわたり、より良い方向へ改善していくこうという、議員の積極的な姿勢が成果に結びついたものであるといえる。改善を進めいくことには終わりはないものであり、引き続き課題を見つけ出し、全会一致を目指した積極的な協議がなされることを期待する。

5 むすび

旭川市議会は、これまで議会を取り巻く環境の変化に対応し、議員定数の削減や費用弁償の廃止等を実施し、更にインターネット中継をはじめ、会議録検索システムの導入などを通じて情報公開を率先して行うなど、議会改革を進めてきた。

とりわけ近年、全国的に政務活動費の使途を巡る問題等、議員の資質や活動内容に注目が集まるとともに、市民から厳しい目が向けられ、ますます説明責任を求められている中で、平成29年度分の領収書からホームページで公開することを決定したことは、政務活動費の使途についての透明性の確保に資するものであり、議会改革の大きな成果の一つであると評価できる。

その一方で、議員の活動原則（No.4）に関しては、取組目標の2つ目にある「個々の議員が自覚と高い倫理観やモラルを持って、市民から信頼されるよう活動する」ことについては具体的な評価基準を定めて評価することが難しいことなどの理由で、今回の自己評価では進行管理をカ（その他）としており、議員の内面に関わる評価をどう行うかという課題が残されている。

この取組目標について評価方法を再検討するのであれば、議会や議員の活動には市民の税金が使われていることから、市民の関心が高い、税金の使途という視点で、政務活動費の透明性の確保（No.5）や、評価項目とはなっていないが、議員の単独行政視察及び常任委員会等の行政視察との関連で、具体的な取組として評価することを検討すべきである。また、これらの項目は、議会及び議員の研鑽（No.9）との関連でも評価することができるものである。このような評価をするためには、議員の行政視察等を新たな評価項目として設定することを含め、評価項目の項目立てを検討すべきものと思われる。

議会の役割と責任を示した議会基本条例を更に機能させ、日々の議会活動において課題を見つけて改革を行っていくためには、今後とも議会運営の評価及び検証を継続していくべきであると考える。